

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 8 年度における保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

愛知県知事 大 村 秀 章

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
保安林の種類	単位区域名	
水源かん養保安林	大入川～振草川	221.40
	豊川上流	256.68
	新城地区	294.49
	足助地区	147.86
	豊田地区	9.79
	矢作川下流	15.80
	庄内川～木曽川	73.46
土砂流出防備保安林	大入川～振草川	257.10
	豊川上流	205.02
	新城地区	217.98
	足助地区	111.69
	豊田地区	360.48
	矢作川下流	225.10
	豊川下流	61.41
	渥美地区	16.68
	知多地区	26.28
	庄内川～木曽川	294.64
干害防備保安林	新城地区	1.86
	足助地区	0.66
	矢作川下流	0.62
	豊川下流	1.60
	庄内川～木曽川	1.76
保健保安林	三河地区	59.63
	尾張地区	12.62